

府子本第440号
令和2年4月13日

各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公 印 省 略)

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金について

先般、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）において、「子育て世帯に関しては、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、その対象児童一人あたり1万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給する。」とされたところです。これを受け、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当（本則給付）を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対する令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金（以下「給付金」という。）を令和2年度補正予算案に計上しています。

この事業の概要は別紙の通りであり、市区町村が給付金を支給する事業を対象とし、国が補助金（補助率10/10）を交付するという方式としているところであるので、実施に当たっては事業を行う市区町村や市町村を支援いただく都道府県のご協力が必要です。

具体的な実施方式については、現在住民からの申請を不要とすることを検討中ですが、地方公共団体のご意見をお伺いしながら、できる限り市区町村の事務負担の少ない簡便な仕組みにより実施できるように努めますので、子育て世帯の方々に迅速に給付金をお届けできるよう、是非とも本事業の実現にご協力いただくことをお願いいたします。

本通知の趣旨については、貴都道府県内の市区町村に対しても、ご連絡いただきますようお願い申し上げます。

記

1 施策の目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当（本則給付）を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、臨時特別の給付金（一時金）を支給する。

2 事業の実施主体と経費の負担

- ・実施主体は市区町村
- ・実施に要する経費（給付事業費及び事務費）について、国が補助（10/10）

3 支給対象者

対象児童に係る令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）の受給者

4 対象児童

児童手当（本則給付）の令和2年4月分の対象となる児童（3月分の対象となる児童含む）

※3月31日までに生まれた児童が対象。新高校1年生を含む。

5 給付額

対象児童1人当たり1万円

6 給付の方法

- ・市町村から支給対象者へ給付金の案内チラシ・希望しない場合等の申出書の送付
- ・児童手当登録銀行口座等への振込

※ 公務員については、所属庁が支給対象者であると証明した上で、本人が居住市町村に申請。

7 給付開始日

市区町村において決定（緊急経済対策の趣旨を踏まえ、迅速な給付開始を目指すものとする）

8 その他

国の令和2年度補正予算（第1号）案が成立し、これを受けた各市区町村の令和2年度補正予算が成立した後、ただちに本事業を実施できるようご準備いただくことをお願い申し上げます。



以上